

○横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

告示第 2 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、経済的理由で結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活を支援することにより婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、地域における婚姻数の増加及び少子化対策の強化に資するため、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において、横芝光町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、横芝光町補助金等交付規則（平成 1 8 年横芝光町規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を購入し、リフォームし、又は賃借する際に要した費用であって、住宅の購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、住宅の購入及びリフォームに係る費用にあつては、婚姻日から起算して 1 年以内に取得し、又は実施したものを対象とし、リフォームに係る費用にあつては、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とし、賃借費用にあっては、勤務先から住宅手当が支給されている場合及び地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、当該住宅手当支給額及び助成額相当額は除くものとする。

(3) 引っ越し費用 結婚を機に行われた引っ越しに要した費用であって、引っ越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(平30告示30・平31告示24・令2告示36・令3告示69・令4告示22・令5告示35・令6告示27・一部改正)

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯(以下「補助対象世帯」という。)

は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻日において、夫婦のいずれもが年齢満39歳以下であること。

(2) 取得できる直近年の所得証明書等を基に、新婚世帯の夫婦の所得金額の合算額(貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の所得金額の合算額から貸与型奨学金の年間の返済額を控除した額)が500万円未満であること。

(3) 対象となる住宅が町内に所在し、かつ、第5条の規定による補助金の申請日において新婚世帯が当該住宅の所在地に住所を有していること。

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 新婚世帯に町税等の滞納がないこと。

(6) 横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) こども家庭庁、千葉県及び横芝光町による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

（平30告示30・平31告示24・令2告示36・令3告示69・令4告示22・令5告示35・令6告示27・一部改正）

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次項に規定する時期に支払った住居費及び引っ越し費用の合算額とし、婚姻日において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を1世帯当たりの上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の場合 60万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

2 補助金の対象となる期間は、申請年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月までとする。

（平30告示30・平31告示24・令2告示36・令3告示69・令4告示22・令5告示35・一部改正）

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

- （1） 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
- （2） 所得を証明する書類（所得証明書又は非課税証明書）
- （3） 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- （4） 住宅の売買契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における購入の場合）
- （5） 住宅の賃貸借契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における賃貸借の場合）
- （6） 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
- （7） リフォームに係る工事請負契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費におけるリフォームの場合）
- （8） 引っ越しに係る領収書（引っ越し費用）
- （9） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（令4告示22・令5告示35・一部改正）

（補助金の交付申請の特例）

第5条の2 前条にかかわらず第3条の規定を満たす新婚世帯のうち、申請年度の3月31日までに、住居費及び引っ越し費用が発生しない申請者については、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）

(2) 所得を証明する書類（所得証明書又は非課税証明書）

(3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助対象世帯に該当すると認めるときは、結婚新生活支援補助金申請受理証明書（別記第3号様式の2。以下「受理証明書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（令5告示35・追加）

（補助金の追加交付申請）

第5条の3 第5条第2項の規定による通知を受け、当該申請年度において交付された補助金の合計額（以下「申請年度交付額」という。）が、第4条第1項の規定による上限額に満たない者又は前条第2項の規定による通知を受けたものは、申請年度の翌年度に限り、結婚新生活支援補助金追加交付申請書（別記第4号様式。以下「追加交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出することで、補助上限額から申請年度交付額を控除した額を上限額として申請することができる。この場合において、第4条第2項中「申請年度」とあるのは、「申請年度の翌年度」と読み替えるものとする。

(1) 交付決定通知書又は受理証明書の写し

(2) 住宅の売買契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における購入の場合）

(3) 住宅の賃貸借契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（居住費における賃貸借の場合）

(4) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）

(5) リフォームに係る工事請負契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費におけるリフォームの場合）

(6) 引っ越しに係る領収書（引っ越し費用）

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による追加交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（令5告示35・追加）

（実績報告及び確定通知）

第6条 町長は、第5条第2項及び前条第2項の交付決定を行ったときは、申請書又は追加交付申請書をもって規則第13条に規定する実績報告が行われたものとみなす。

2 町長は、第5条第2項及び前条第2項の通知により規則第15条に規定する確定通知を行ったものとする。

（令5告示35・全改）

（交付の請求）

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、結婚新生活支援補助金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（令5告示35・一部改正）

（決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付の決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3） この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象者の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効等)

- 2 この告示は、令和7年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前に第5条第2項の規定による通知を受けた者又は第5条の2第2項の規定による通知を受けたものに対するこの告示の規定は、当該交付を受けた補助金に関する限りにおいて失効日後もなおその効力を有する。

（平30告示30・平31告示24・令2告示36・令3告示69・
令4告示22・令5告示35・令6告示27・一部改正）

附 則（平成30年告示第30号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続きに関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続きについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年告示第24号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続きに関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続きについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年告示第36号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続きに関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第69号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続きに関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第22号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第5号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年告示第35号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第27号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

別 記

第 1 号様式（第 5 条、第 5 条の 2）

（表）

結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり横芝光町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	月額 円× 月＝ 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		小計 (C)	円
		住居手当 (D)	月額 円× 月＝ 円
		実質家賃負担額 (E)	(C) - (D) 円
		引っ越し	引っ越し日
	費用 (F)		円
合計 (G)	(A) + (F)、(B) + (F)、(E) + (F) 又は (A) + (B) + (F) 円		
☐ 申請年度中に経費が発生しません。			
3 補助金申請額 ※(G)と補助上限額を比較し、低い額を記入 ※1,000 円未満の端数は切り捨て		円	

(裏)

4 添付書類 ※添付する書類にはレ点、添付しない書類には×を記入	☐ 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書） ☐ 所得を証明する書類（所得証明書又は非課税証明書） ☐ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 ☐ 売買契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 工事請負契約書の写し ☐ 領収書等の写し ☐ その他（ ）				
5 同意及び確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="638 741 842 1200"> 申請者 </td> <td data-bbox="842 741 1278 1200"> ☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 _____ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1200 842 1639"> 配偶者 </td> <td data-bbox="842 1200 1278 1639"> ☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 配偶者氏名 _____ </td> </tr> </table>	申請者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 _____	配偶者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 配偶者氏名 _____
申請者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 _____				
配偶者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 配偶者氏名 _____				

第 2 号様式（第 5 条、第 5 条の 3）

住宅手当支給証明書

年 月 日

横芝光町長 様

給与の支払者
所在地
氏 名 ⑩
電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。
記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、（1）及び（2）のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者員を押印してください。

第 3 号様式（第 5 条、第 5 条の 3）

結婚新生活支援補助金交付決定通知書

横芝光町指令第 号
年 月 日

様

横芝光町長 印

年 月 日付けで申請のあった横芝光町結婚新生活支援補助金について、次のとおり交付決定したので、通知します。

- 1 補助上限額 金 円
- 2 交付決定額 金 円
- 3 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式の2（第5条の2）

結婚新生活支援補助金申請受理証明書

年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付で申請のあった横芝光町結婚新生活支援補助金について、申請書を受理しましたので通知します。

補助上限額

円

第4号様式（第5条の3）

（表）

結婚新生活支援補助金追加交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり横芝光町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 追加交付申請上限額		円	
		（補助上限額 円 － 交付済額 円）	
2 事業内訳	住居費 （購入）	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（A）	円
	住居費 （リフォーム）	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額（B）	円
	住居費 （賃貸）	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	月額 円× 月＝ 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		小計（C）	円
		住居手当（D）	月額 円× 月＝ 円
		実質家賃負担額（E）	（C）－（D） 円
		引っ越し	引っ越し日
	費用（F）		円
合計（G）	（A）＋（F）、（B）＋（F）、（E）＋（F）又は（A）＋（B）＋（F） 円		
3 補助金申請額		円	
※（G）と補助上限額を比較し、低い額を記入 ※1,000 円未満の端数は切り捨て			

(裏)

4 添付書類 ※添付する書類にはレ点、添付しない書類には×を記入	☐ 交付決定通知書又は受理証明書の写し ☐ 売買契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 工事請負契約書の写し ☐ 領収書等の写し ☐ その他（ ）				
5 同意及び確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="639 660 933 1079"> 申請者 </td> <td data-bbox="933 660 1267 1079"> ☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 _____ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1079 933 1482"> 配偶者 </td> <td data-bbox="933 1079 1267 1482"> ☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 配偶者氏名 _____ </td> </tr> </table>	申請者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 _____	配偶者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 配偶者氏名 _____
申請者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 申請者氏名 _____				
配偶者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、町税の納付状況、所得その他家賃補助に係る事項について調査することに同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、町税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 ☐ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等ではありません。 配偶者氏名 _____				

第5号様式 (第7条)

結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日

横芝光町長 様

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け横芝光町指令第 号で交付決定の通知があった横芝光町結婚新生活支援補助金について、横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により請求します。

1 交付請求額 金 円
(補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで)

2 振込先口座

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

別記第 1 号様式（第 5 条、第 5 条の 2）

（令 5 告示 3 5 ・全改）

第 2 号様式（第 5 条、第 5 条の 3）

（令 5 告示 3 5 ・全改）

第 3 号様式（第 5 条、第 5 条の 3）

（令 5 告示 3 5 ・全改）

第 3 号様式の 2（第 5 条の 2）

（令 5 告示 3 5 ・追加）

第 4 号様式（第 5 条の 3）

（令 5 告示 3 5 ・全改）

第 5 号様式（第 7 条）

（令 5 告示 3 5 ・全改）